

京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例施行規則

(実施機関)

第1条 京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例（以下「条例」という。）第2条第1号に規定する別に定める機関は、公営企業管理者、消防長、教育委員会（教育委員会が所管する学校の校長及び園長を含む。第5条において同じ。）、市選挙管理委員会、人事委員会及び監査委員とする。

(外郭団体)

第2条 条例第2条第2号に規定する別に定めるものは、本市が出資金、基本金その他これらに準じるものの4分の1以上を出資している法人（本市からの補助金、委託料その他の支出、人的援助の状況等本市と法人との関係から判断して、本市が主体的に指導等を行う必要がない法人として市長が定めるものを除く。）とする。

(事務事業の評価)

第3条 条例第8条第1項に規定する別に定める実施機関は、市長、消防長、教育委員会、市選挙管理委員会、人事委員会及び監査委員とする。

2 条例第8条第1項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公共性
- (2) 行政の関与の妥当性
- (3) 受益者の負担の妥当性
- (4) 実施主体の妥当性
- (5) 進ちょく状況
- (6) 市民の参加度
- (7) 市民の満足度
- (8) その他市長が定めるもの

(公共事業の評価)

第4条 条例第9条第1号に規定する別に定める実施機関は、公営企業管理者及び消防長とする。

(学校の教育活動の評価)

第5条 条例第9条第4号に規定する別に定める学校の教育活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 教育課程の編成及び実践
- (2) 学校が家庭、地域等と連携して行う活動
- (3) その他教育委員会が定めるもの

(会議の議長及び副議長)

第6条 京都市行政評価調査会議（以下「会議」という。）に議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、委員の互選により定める。

3 議長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の招集及び議事)

第7条 会議は、議長が招集する。ただし、議長及び副議長が在任しないときの会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(会議の庶務)

第8条 会議の庶務は、総合企画局において行う。

(会議の補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。